

障 がい 者 福 祉

障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。

障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。このことは、まず第一に、可能な限り通常のかつ十分満たされた相当の生活を送ることができる権利を意味する。

障害者は、可能な限り自立させるよう構成された施策を受ける資格がある。

(障害者の権利宣言の3及び5)

障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

(障害者総合支援法第2条第1項第1号)

すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

(障害者総合支援法第3条)

障 がい 者 福 祉 目 次

I	障害者総合支援法	67
II	障害者自立支援事業等	71
III	障害児通所支援事業	82
IV	地域生活支援事業	83
V	障害者手帳の交付状況	87
VI	特別障害者手当等給付	90
VII	その他の事業	91

I 障害者総合支援法

平成 15 年に障がい福祉サービスの利用内容を行政が決定する「措置制度」から、障がい者自身がサービス内容や事業者等を選択し、契約する「支援費制度」が導入されました。しかし、身体、知的、精神それぞれの障がいによって利用できるサービスも異なり、住んでいる地域によっては、利用できないサービスもありました。そこで、平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、身体、知的、精神の 3 障がい共通のサービス体系とし、公平なサービス利用のための手続きや基準が明確化されました。さらに、障害者自立支援法の諸問題を解決するため障がいのない市民との平等と公平、サービスの谷間や空白の解消、本人のニーズに合った支援体制などの視点から制度改革が行われ、平成 25 年 4 月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。また、障害者総合支援法が施行されるまでの間に利用者負担の原則応能負担、相談支援の充実、障がい児支援の強化のための法改正も行われています。

宮古市は、障害者自立支援法の施行を受けてから、平成 19 年 3 月に障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となり、必要な障がい福祉サービスを確保する宮古市障がい者福祉計画を策定し、法定計画の作成に取り組み、令和 5 年度には第 7 期宮古市障がい者福祉計画、第 3 期障がい児福祉計画を策定しました。第 7 期計画では、これまでのサービスの利用実態やサービス基盤の整備状況等を勘案してサービス見込量を見直すとともに、国の関連施策を加味して再構成しました。

今後も、市の福祉関連計画との整合性を確保しながら、障がい者福祉施策のより具体的、効率的、積極的な推進を図っていきます。

1 サービスのしくみ

在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスと、施設に入所して利用するサービスがあります。入所施設でのサービスは、24 時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ転換していくため、日中活動系サービスと居住系サービスに分けられました。

（１）訪問系サービス・その他

在宅で訪問を受けたり、通所により利用するサービスです。

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所（ショートステイ）、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助

（２）日中活動系サービス

入所・通所施設で日中の活動を支援するサービスです。

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

（３）居住系サービス

入所施設等で行う住まいの場（夜間）としてのサービスです。

施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）

(4) 補装具費の支給

義肢・補聴器・車椅子等の補装具の購入費、借受け費、修理費の一部を支給します。

(5) 自立支援医療

指定自立支援医療機関で医療を受けた場合の、医療費の一部を支給します。

(6) 地域生活支援事業

障がい者を総合的に支援する体制をつくるために県や市町村が独自で行う事業です。相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付、移動支援 等

2 障がい福祉サービス利用までの流れ

申請からサービスを利用するまでの流れは、以下のとおりです。

(1) 相 談

市町村または相談支援事業所に相談します。

(2) 申 請

申請用紙に必要事項を記入して、市町村に申請します。

申請には、印鑑・障害者手帳・年金証書等が必要です。

(3) 調 査（アセスメント）

専門の調査員により、障がいの状況についての調査が行われます。

(4) 審査・認定

調査の結果をもとに、認定審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態かにより障害支援区分（区分1～6）が決められます。

※ 障害支援区分の有効期間は3年を基本とします。

(5) 利用意向の聴取・サービス利用計画案の提出

サービスの利用についての聞き取りを行い、障害支援区分や介護する人の状況、申請者の利用意向等をもとに、相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成します。

(6) 支給決定

サービス等利用計画案などをもとにサービスの支給決定がなされ、受給者証が交付されます。

(7) 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、事業者とサービス利用に係る契約を結びます。

(8) サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用します。

3 サービスを利用したときの自己負担

原則として費用の1割が自己負担となりますが、負担が重くなりすぎないように所得に応じて上限が決められています。

(1) 障がい福祉サービスの利用者負担上限額

① 障害者（18歳以上）で、居宅・通所サービスを利用する方

所得区分	説 明	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0
一般 1	市町村民税課税世帯 （世帯の所得割合計額が16万円未満）	9,300
一般 2	市町村民税課税世帯 （世帯の所得割合計額が16万円以上）	37,200

② 施設入所者（20歳以上）、共同生活援助の利用者

所得区分	説 明	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0
一般	市町村民税課税世帯	37,200

※ 療養介護医療は除く。

③ 障害児（18歳未満）で、居宅・通所サービスを利用する方

所得区分	説 明	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0
一般 1	市町村民税課税世帯 （世帯の所得割合計額が28万円未満）	4,600
一般 2	市町村民税課税世帯 （世帯の所得割合計額が28万円以上）	37,200

④ 施設入所者（18、19歳）

所得区分	説 明	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0
一般 1	市町村民税課税世帯 （世帯の所得割合計額が28万円未満）	9,300
一般 2	市町村民税課税世帯 （世帯の所得割合計額が28万円以上）	37,200

※ 障害児施設医療、療養介護を除く。

(2) 補装具費の利用者負担上限額

所得区分	説 明	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0
一 般	市町村民税課税世帯	37,200

※ ただし、世帯に市町村民税所得割が 46 万円以上課税されている者がいる場合は、公費負担の対象外となる。

(3) 自立支援医療費の利用者負担上限額

所得区分	説明	育成・重度かつ継続	上限額 (月額)
生活保護	生活保護世帯	—	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯 で年収が 80 万円以下	—	2,500
低所得 2	市町村民税非課税世帯 で低所得 1 以外	—	5,000
中間所得 1	市町村民税課税以上 33,000 円未満	該当の場合 5,000 円	医療保険の 自己負担上限額 と同額
中間所得 2	市町村民税 33,000 円 以上 235,000 円未満	該当の場合 10,000 円	
一定所得以上	市町村民税 235,000 円 以上	該当の場合 20,000 円	自立支援医療費 支給の対象外

※ 自立支援医療での「世帯」は、申請者と同じ医療保険に属する者になります。

(4) 高額治療継続者の負担上限額

対象となる世帯	上限額 (月額)
市町村民税課税世帯で所得割が 33,000 円未満	5,000 円
市町村民税課税世帯で所得割が 33,000 円～235,000 円未満	10,000
市町村民税課税世帯で所得割が 235,000 円以上	20,000

Ⅱ 障害者自立支援事業等

障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、施設入所（通所）や在宅サービス等の給付を行います。

第7期宮古市障がい者福祉計画（令和6年度～令和8年度）において、令和8年度末までに、施設入所者の地域生活への移行を7人、施設利用者の一般就労への移行を15人（令和8年度の年間人数）とすることを目指しています。

1 宮古地区障害支援区分認定審査会

障害者総合支援法における障害支援区分認定審査会を広域4市町村で共同設置し、認定審査を実施しています。

- ・審査体制 委員10名（医師ほか各障がい別有識者で構成。5名×2合議体）
- ・開催回 23回
- ・審査件数 280件（うち、宮古市分185件）

認定状況（令和6年度）※（ ）内は宮古市分

認定区分	認 定 者 数
1	1人 （1人）
2	51 （41）
3	69 （48）
4	54 （31）
5	41 （25）
6	63 （38）
意見照会	1 （1）
合 計	280 （185）

2 自立支援給付

（1）障害福祉サービス

① 就労継続支援等

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

利用状況（令和6年度）

サービス種類	事業所名	実利用者数	延利用日数
就労継続 支援A型	鳥もと	12人	3,106日
	ジョブシーズみやこ	22	4,260
	ABC	1	258
	就労継続支援A型事業所 ヴィータ	1	244
	Green Table	1	56

サービス種類	事業所名	実利用者数	延利用日数
就労継続 支援B型	あおば工房	19 人	3,296 日
	工房まんさく	17	2,668
	kitchenわかたけ	13	2,753
	ジョブシーズみやこ	14	1,755
	SELPわかたけ	19	3,903
	宮古アビリティセンター	54	9,666
	みやこワーク・ステーション	42	13,292
	ワークハウス アトリエSUN	21	3,503
	ワークプラザみやこ	29	5,554
	あんぶれら舎	1	20
	笑光安庭事業所	1	213
	OHANA	1	256
	こんびりベーカリーちやい	1	245
	ワークステージ銀河の里	1	265
	ジョブタス盛岡中野事業所	2	173
	ジョブ・パートナー山田	6	736
	すまいるわーく	4	756
	第2ブナの木園	1	263
	遠野コロニー	1	94
	となんカナン事業所	1	227
	南部マルシェぞっこん広場	2	497
	のびやか丸	1	268
	ハックの家	5	980
	ばんがい市場	1	221
	福祉バンクグッドウィルセンター	1	239
	ポパイの家	1	229
	盛岡書房	1	201
	やまだ共生作業所	1	234
	はつらつ農場	1	130
	わーくす城南	1	124
	計	300	60,685

② 就労移行支援

就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

利用状況（令和6年度）

サービス種類	事業所名	実利用者数	延利用日数
就労移行支援	ワークプラザみやこ	8人	1,082日
	就労移行支援事業所ココエール	3	244
計		11	1,326

③ 生活介護

常に介護が必要な人に、主として昼間、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用日数
ウイリー	6人	713日
かあむ	31	6,834
SELPわかたけ	16	2,639
センター・うえる花夢	21	1,925
ゆにぞん(宮古市社協)	26	2,893
わかたけ学園	51	12,639
そら	13	2,168
石上の園	1	142
一関ワークキャンパス	1	269
岩手ワークショップ	1	61
うぐいすの郷	2	292
太田の園	2	471
興郷塾	2	528
四季の郷	13	3,052
静山園	2	526
新生園	1	237
太陽の里	1	252
高館の園	2	538
はまなす	8	1,754
みやび	1	17
吉浜荘	3	594
緑生園	4	909
ひこうせん	1	251
てしろもりの丘あおば	2	488
みらい塾	1	242
やさわの園	1	269

事業所名	実利用者数	延利用日数
やまゆり	2 人	538 日
りんどう	1	255
計	216	41,496

④ 自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

利用状況（令和 6 年度）

サービス種類	事業所名	実利用者数	延利用日数
自立訓練（宿泊型自立訓練）	ウイリー	15 人	4,052 日
	ひだまりの家（滝沢市）	1	365
自立訓練（生活訓練）	ウイリー	16	1,922
	ひだまりの家（滝沢市）	3	437
自立訓練（機能訓練）	岩手県立療育センター	2	180
計		37	6,956

⑤ 施設入所

施設に入所して生活する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

利用状況（令和 6 年度）

サービス種類	事業所名	実利用者数	延利用日数
施設入所支援	わかたけ学園	48 人	17,002 日
	かあむ	28	9,103
	石上の園	1	207
	一関ワークキャンパス	1	365
	岩手ワークショップ	1	95
	岩手県立療育センター	2	289
	うぐいすの郷	2	391
	太田の園	1	365
	興郷塾	2	709
	四季の郷	12	3,953
	静山園	2	699
	新生園	1	351
	高館の園	3	780
	てしろもりの丘あおば	2	657
	はまなす	6	1,888
	みやび	1	366
	やさわの園	1	365
	やまゆり	2	730
	吉浜荘	3	804
	緑生園	3	1,079
	りんどう	1	345
	計	123	40,543

⑥ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、監護、介護及び日常生活の支援を行います。

利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用日数
国立病院機構盛岡医療センター	2 人	730 日
国立病院機構花巻病院	1	365
国立病院機構岩手病院	1	365
国立病院機構釜石病院	9	3,285
みちのく療育園	1	365
計	14	5,110

⑦ 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除の介護等を行います。

利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用時間数
宮古市社会福祉協議会	24 人	1,606.0 時間
ニチイケアセンター宮古	11	3,669.0
ニチイケアセンター宮古西町	18	2,533.5
ニチイケアセンター八木沢	31	7,154.0
ニチイケアセンター西ヶ丘	9	1,554.0
ハートランド宮古 ヘルパーステーション	4	4,290.5
カナンの園(れもん事業所)	1	28.5
花巻市社会福祉協議会	1	154.5
計	99	20,990.0

⑧ 重度訪問介護

重度肢体不自由又は知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用時間数
ケアサポート岩手さくら会	1 人	525.5 時間
グリーンケア	1	266.5
ホームケア土屋 いわて	1	3,438.5
計	3	5,643.0

⑨ 同行援護（視覚障害者のガイドヘルプ）

視覚障がいのある人が外出する際に同行して、移動の援助や外出先での必要な援助を行います。

利用状況（令和６年度）

事業所名	実利用者数	延利用時間数
宮古市社会福祉協議会	８人	225.5 時間
岩手ガイドヘルパーセンターあゆみ	1	6.0
計	9	231.5

⑩ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間宿泊して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

利用状況（令和６年度）

事業所名	実利用者数	延利用日数
ウイリー	10 人	88 日
かあむ	6	128
らいず	11	147
わかたけ学園	3	129
こっとな	1	365
うららか	1	161
四季の郷	2	48
瑞雲荘	1	204
国立病院機構盛岡医療センター	1	53
計	36	1,323

⑪ 就労定着支援

一般就労した人の就労継続のため、本人と事業主等との調整を行います。

利用状況（令和６年度）

事業所名	実利用者数	延利用日数
ワークプラザみやこ	9 人	73 日
C O X	1	12
計	10	85

⑫ グループホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。包括型では入浴、排せつ、食事の介護等も行います。

利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用日数
若竹会	65 人	20,388 日
あおば会	7	2,055
翔友	10	2,885
新和会	6	174
風和璃	5	1,699
岩手県社会福祉事業団	20	5,761
みやま会	1	301
西部産業	2	663
千晶会	5	1,716
50UP	4	1,431
Blue Rose	1	365
愛護会	1	352
親和会	2	412
岩手更生会	2	703
岩手済生医会	2	608
アースメイト	2	393
いわてひだまり農園	2	419
いきいき牧場	1	365
カナンの園	1	359
チャレンジド・サポートいわて	1	363
ハックの家	1	365
盛岡市民福祉バンク	1	365
六角牛	1	365
杜福サポート	1	365
和生会	1	113
平成会	1	365
光林会	1	355
米内地域支援プラザ	3	761
悠和会	1	353
障害者自立センターかまいし	1	48
LIFE	2	425
計	154	45,292

⑬ 計画相談支援

利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。

利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用者数
れいんぼー	417 人	1,306 人
宮古市社会福祉協議会	40	134
まつやま	92	258
相談支援事業所きやんばす	60	167
太田の園	1	1
地域生活支援センター滝沢	1	4
きく丸	2	2
ソーシャルサポートセンターもりおか	1	1
らぼーる	2	2
サポートルーム風の又三郎	2	2
スタンドオフ	4	10
サポート玉手箱	2	4
千晶会	3	11
ぼいす	1	2
相談支援事業所らいふ	1	1
A r v i v o	2	6
しおん	2	4
あけぼの	2	2
しょうふう	1	2
らいと	1	2
ブナの木園	1	2
仁愛会障がい者相談支援事業所	1	1
トーク	8	16
カシオペア	1	2
愛護会障害者相談支援センター	5	10
みたけ	2	4
ひこうせん	1	2
うぐいすの郷相談支援事業所	1	2
しんせい	3	6
百万石	1	2
四季	7	14
中山の園	3	6
むつび	1	2
相談支援事業所 ひだまりの家	1	6
相談支援事業所 結	1	2

事業所名	実利用者数	延利用者数
相談支援事業所「とも」	1 人	6 人
こころね	2	6
一関障害者生活支援プラザ	1	2
チャレンジドまちかど相談室リンク	1	1
めだかの相談支援事業所	1	2
計	680	2,015

⑭ 地域移行支援・地域定着支援

㊦ 地域移行支援

入所施設や精神科病院から地域生活移行をする場合に住居の確保や障害福祉サービスの利用に関して、相談や同行支援を行います。

利用状況（令和 6 年度）

事業所名	実利用者数	延利用者数
れいんぼー	1 人	1 人
計	1	1

㊧ 地域定着支援

入所施設や精神科病院からの退所や退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方に常時の連絡体制を確保し、緊急事態等における相談に対応する支援を行います。

利用状況（令和 6 年度） なし

3 補装具費の給付

(1) 目 的

身体障がい者（児）の身体的欠損又は身体機能の損傷を補い、就労その他日常生活を容易にするため、補装具費の給付を行います。

(2) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けた障がい者（児）及び難病患者等です。

(3) 補装具種目（令和 6 年 3 月 31 日改定）

義肢、装具、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、重度障がい者用意思伝達装置、その他厚生労働大臣の定める補装具

(4) 費 用

原則として 1 割の利用者負担

(5) 手続き

市福祉課から補装具費支給の決定を受け、補装具製作施設又は製作者から製作、修理を受けたり、または、補装具を借受けます。

(6) 給付の状況

購入・修理状況（令和 6 年度）

区 分	購入件数	修理件数	合 計
義 肢	2 件	1 件	3 件
装 具	11	6	17
姿勢保持装置	7	2	9
視覚障害者安全つえ	1	0	1
義眼	0	0	0
眼鏡	0	0	0
補聴器	6	1	7
車椅子	10	16	26
電動車椅子	0	0	0
歩行器	0	0	0
座位保持椅子	0	0	0
頭部保持具	0	0	0
歩行補助つえ	1	0	1
人工内耳	0	1	1
合 計	38	27	65

4 自立支援医療

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療を統合し、心身に障がいのある方の障がいの除去・軽減のために行われる、公費負担医療サービスです。

(1) 精神通院医療

精神科に通院する際、原則 1 割負担で医療を受けられる制度です。

交付件数（令和 6 年度）

区 分	合 計	異動事由	新規交付	更 新	合 計
交付件数	993 件	異動件数	114 件	879 件	993 件

(2) 育成医療（身体障がい児医療）

18 歳未満の身体障がい児等が障がいを実に除去、軽減する手術等の医療を行う場合に、医療費の一部助成が受けられる制度です。

受給者数（令和 6 年度）

区 分	人 数	延日数
入院・通院	0 人	0 日

(3) 更生医療（身体障がい者医療）

18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方に対して、その障がいを軽減し、日常生活能力・職業能力を回復・改善することを目的とした医療にかかる費用の一部助成が受けられる制度です。

受給者数（令和 6 年度）

区 分	人 数	延日数
入院・通院	17 人	1,767 日

5 療養介護医療

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、監護、介護及び日常生活の支援を行います。

受給者数（令和 6 年度）

区 分	人 数	延日数 (延食事回数)
入 院	15 人	5,475 日 (9,497 回)

Ⅲ 障害児通所支援事業

児童福祉法に基づき、障がい児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進のため通所サービスの給付を行います。

1 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育の必要性がある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を提供します。

利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用日数
すこやか幼児教室	33 人	1,371 日
かぐや	7	255
セラピーファームめぐたま	1	4
らいぶMOTTOクラブ	1	23
チャレンジアカデミー青山	1	10
チルハピ栗生教室	1	11
計	44	1,674

2 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日にサービス提供事業所に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用日数
ゆうやけ	13 人	2,011 日
さんこま	1	39
Ambi デイ教室（仙北第二教室）	1	198
計	15	2,248

3 障害児相談支援

障がい児の家族の意見を聞きながら、課題解決を行ったり、適切なサービスの利用を支援するために、相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成を行います。

利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用者数
宮古市社会福祉協議会	38 人	111 人
れいんぼー	12	42
きゃんばす	2	10
計	52	163

Ⅳ 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて宮古市独自で実施する事業です。

1 障がい者相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型

宮古圏域4市町村の共同事業として、障がいのある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、障がいのある人が通い、専門職員の配置による福祉および地域の社会基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

相談支援事業（相談者）の内訳（令和6年度）＊圏域の合計

身体障がい	知的障がい	精神障がい	重症心身	発達障がい	高次脳機能	その他	計
1,848人	5,407人	6,263人	230人	1,004人	256人	594人	15,602人

地域活動支援センター利用実績（令和6年度）＊圏域の合計

サークル活動支援	SST（生活技能訓練）	ピアカウンセリング	表現活動	その他	計
1,106人	42人	77人	56人	1,809人	3,090人

2 意思疎通支援（手話通訳者等派遣）

聴覚等の障がいのある人の意思疎通を図るため、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣を行う福祉サービスです。

また、遠隔手話サービスを実施し、聴覚等の障がいがある人の情報保障を拡充しました。

派遣状況（令和6年度）

派遣人数 （延）	内訳（委託事業所等）			内 容
	委託（宮古市社会福祉協議会）	公務（市）	遠隔手話サービス	医療機関 受診同行ほか
47人	14人	17人	7人	

3 手話奉仕員養成

聴覚障がい又は音声・言語機能障がいを有する者が地域社会において円滑に社会生活を営むために、手話奉仕員養成講座を実施し、手話奉仕員を養成します。

講座開催状況（令和6年度）

実施者	養成講座回数	受講者数
宮古市、岩手県聴覚障害者協会宮古支部	25回	6人

※ 令和3年度から市直営で実施。

4 日常生活用具給付

(1) 実施内容

重度の障がい等のある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う福祉サービスです。

給付状況（令和6年度）

区 分	件 数	備 考
介護・訓練支援用具	2 件	特殊寝台
自立生活支援用具	4	入浴補助用具等
在宅療養等支援用具	7	電気式たん吸引器等
情報・意思疎通支援用具	8	人口喉頭等
排泄管理支援用具	1,584	ストーマ装具等
住宅改修費	1	
合 計	1,606	

5 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うサービスです。

利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用時間数
宮古市社会福祉協議会	1 人	2.5 時間
ニチイケアセンター盛岡北	1	20.00
合 計	2	22.50

6 地域活動支援センターⅡ型、Ⅲ型

(1) 実施内容

障がいのある人が通い、機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施する福祉サービスです。

Ⅱ型利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用日数
地域活動支援センターかねはま	26 人	2,475 日
地域活動支援センターあすも	3	181
地域活動支援センター太田の園	2	256
地域活動支援センターびあ	2	42
地域活動支援センターみらい塾	1	11
合 計	34	2,965

Ⅲ型利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用日数
-	- 人	- 日

7 訪問入浴

重度の障がいのある人の居宅に、浴槽を備えた車両で訪問して行う入浴介護サービスです。

利用状況（令和6年度）

委託事業所	実利用者数	延利用日数
宮古市社会福祉協議会	3人	119日
サンホームみやこ	6	338
合 計	9	457

8 日中一時支援

（1）実施内容

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る福祉サービスです。

利用状況（令和6年度）

実施事業所	実利用者数	延利用日数
わかたけ学園	1人	2日
らいず	12	271
かあむ	3	40
うえる花夢	21	2,139
かがやき	2	77
まつぼっくり	1	29
合 計	40	2,558

9 点字・声の広報等発行事業

視覚に障がいのある人の社会参加を促進するため、点字・声の広報発行事業等を実施する福祉サービスです。

発行回数（令和6年度）

委託事業所	発行回数
宮古市社会福祉協議会	72回

10 自動車運転免許取得・改造助成

身体障がい者が普通自動車免許を取得した場合、重度身体障がい者が自ら所有、運転する自動車に運転補助装置を取り付ける場合、又は、介護者が所有する自動車に重度身体障がい者のために可動式の座席を取り付ける場合などに、その改造の経費の一部を助成します。

助成状況（令和6年度）

区 分	件数
自動車改造費	1 件
運転免許取得費	1

11 成年後見制度利用支援

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度利用経費について補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる者を対象に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助します。

利用状況（令和6年度）

区 分	実利用者数
審判請求費用	0 人
報酬費用	5

12 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるようにするために障がい者やその家族、地域住民等の団体が行う活動に対して補助金を交付します。

交付状況（令和6年度）

区 分	件 数
岩手県聴覚障害者協会宮古支部	2 件
合 計	2

V 障害者手帳の交付状況

1 身体障害者手帳

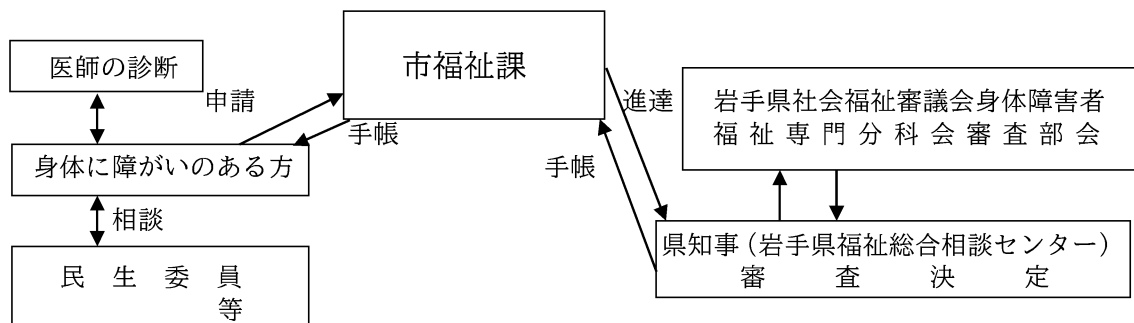
(1) 目 的

身体に障がいのある方の自立や社会活動への参加を促進し、身体障がい者福祉の増進を図るために、手帳を交付する制度です。

(2) 交付対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、上肢、下肢、体幹、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障がいを有し、それらが厚生労働省で定めた身体障害者程度等級表の障がいに該当する方です。

(3) 申請方法



(4) 手帳所持者数

① 手帳所持者数調（級別）

各年4月1日現在

年 級 別	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1 級	853 人	840 人	811 人	780 人	764 人
2 級	300	286	275	269	273
3 級	287	287	277	276	260
4 級	429	425	435	428	451
5 級	120	112	107	104	103
6 級	136	129	124	119	121
合 計	2,125	2,079	2,029	1,976	1,972

② 手帳所持者数調（障がい別）

各年4月1日現在

年 障がい別	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
視 覚 障 が い	153 人	151 人	149 人	148 人	156 人
聴覚・平衡障がい	157	145	142	138	141
音 声 言 語 障 が い	23	24	20	24	24
肢 体 不 自 由	1,024	994	958	910	891
内 部 障 が い	768	765	760	756	760
合 計	2,125	2,079	2,029	1,976	1,972

③ 令和6年度中の異動届出状況

異動事由	新規交付	転 入	転出・返還	変 更	合 計
異動人数	144 人	5 人	153 人	10 人	312 人

2 療育手帳

(1) 目 的

知的障がい者（児）に対して一貫した相談指導を行うとともに、これらの人々に対する各種の援助を受けやすくするために、手帳を交付する制度です。

(2) 交付対象者

児童相談所又は岩手県福祉総合相談センターにおいて、知的障がいがあると判定された方です。

(3) 申請方法

児童相談所（18 歳未満の方）・岩手県福祉総合相談センター（18 歳以上の方）で判定を受けていただいた後、市福祉課に申請します。

(4) 手帳の種別

「A」・・・IQがおおむね 35 以下の方（障害の程度が重度）

「B」・・・「A」に該当する以外の程度の方（障がいの程度が中軽度）

(5) 交付後の援助措置

① 特別児童扶養手当

療育手帳（重度障がいの記載のあるものに限る。）を提示すれば、特別児童扶養手当受給資格の認定又は再認定のための診断書の提出は、免除されることがあります。

② 心身障害者扶養共済制度

知的障がい者（児）であることの証明は、療育手帳に基づいて証明されます。

(6) 手帳の所持状況

各年4月1日現在（単位：人）

障がい別 年	A（重度）		B（中・軽度）		合 計	
	18 歳未満	18 歳以上	18 歳未満	18 歳以上	18 歳未満	18 歳以上
R 3	221		383		604	
	24	197	58	325	82	522
R 4	214		389		603	
	25	189	65	324	90	513
R 5	206		379		585	
	27	179	58	321	85	500
R 6	199		374		573	
	26	173	47	327	73	500
R 7	201		374		575	
	30	171	55	319	85	490

(7) 令和6年度中の異動届出状況

異動事由	新規交付	内容変更	返 還	再交付	合 計
異動人数	12 人	38 人	7 人	40 人	97 人

3 精神障害者保健福祉手帳

(1) 目 的

一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付することにより、手帳の所持者に各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の方の社会復帰や社会参加の促進と自立が図られることを目的とする制度です。

(2) 交付対象者

精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活への制限がある方です。

(3) 障がいの等級

障がい等級	精 神 障 が い の 状 態
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(4) 手帳による主な支援策

税制上の優遇措置など

(5) 申請方法

居住地（実際に住んでいる所）の市町村に申請書と必要書類を提出し申請します。

宮古市に居住地がある方については、市福祉課への申請となります。

(6) 手帳の有効期限

手帳の有効期限は2年間です。更新手続きは、手帳の有効期限の日の3ヶ月前から受け付けます。

(7) 手帳の所持状況

令和7年4月1日現在

1 級	2 級	3 級	合 計
181 人	371 人	111 人	663 人

(8) 令和6年度中の異動届出状況

異動事由	新規交付	返 還	合 計
異動人数	74 人	12 人	86 人

Ⅵ 特別障害者手当等給付

1 目 的

在宅の重度障がい者（児）に対して、その障がいによる精神的、身体的な負担を軽減するため、手当を支給し、重度障がい者（児）の福祉の向上を図ります。

2 手当の種類と対象者

（令和6年度）

手 当 名	対 象 者	支 給 額
特別障害者手当	20 歳以上であって、著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方（国民年金障害基礎年金1 級程度の障がい重複している状態）	月額 28,840 円
障害児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の児童（国民年金障害基礎年金1 級程度の障がい状態）	月額 15,690 円
経過的福祉手当	従来の福祉手当受給者で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない方	月額 15,690 円

3 支給制限

- ・障がい者の施設に入所しているとき。
- ・病院又は診療所に継続して3 ヶ月を超えて入院しているとき。（特別障害者手当）
- ・障がいを支給理由とする公的年金を受給しているとき。（障害児・経過的福祉手当）
- ・本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が別に定める制限額を超えるとき。

4 手続き

次の証明書等を持参のうえ市福祉課で手続きをしてください。

- ・身体障害者手帳、療育手帳を受けている場合はその手帳
- ・所定の診断書（市福祉課にあります）
- ・預金通帳、所得証明書（市外からの転入の場合）
- ・個人番号（マイナンバー）を確認できる書類

5 給付状況

給付状況

（単位：延べ支給人数）

年度 区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
特別障害者手当	440 人	426 人	400 人	421 人	463 人	518 人
障害児福祉手当	298	324	326	322	296	311
経過的福祉手当	0	0	0	0	0	0
合 計	738	750	726	743	759	829

VII その他の事業

1 福祉タクシー助成給付

(1) 目 的

重度障がい者等の社会参加の促進を図るためタクシー料金の一部を助成します。

(2) 対象者

次のいずれかに該当する在宅の方

- ・身体障害者手帳の交付を受け、障がいの等級が1級又は2級の方
- ・療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAの方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの等級が1級の方（平成20年度より追加）

(3) 手続き

重度障がい者等であることを証明するもの（身体障害者手帳等）を持参のうえ、市福祉課で手続きをして下さい。

(4) 助成券の交付

1ヶ月あたり2枚とし、申請した月から年度末までの月数分を一括して交付します。

※ じん臓機能障害により身体障害者手帳1級を所持し、人工透析治療を受けている方で、本人及び配偶者の市町村民税が非課税の方については、助成券を追加交付します。特定疾病療養受療証などをお持ちのうえ、お申し出ください。（令和2年度より追加）

(5) 利用方法

- ・利用したタクシー料金と助成券との差額は、助成対象者の負担となります。
- ・助成券を使用するときは、対象者であることを証明する手帳等を携帯し、タクシー乗務員にその提示を求められたときは、それを提示してください。
- ・現在、身体障害者手帳、療育手帳を提示すると運賃の1割引が受けられますが、精神障害者手帳（1級）所持者については、タクシー券と一緒に手帳を提示した場合にのみ1割引が受けられます。

(6) 有効期間

助成券の交付を受けた日から、年度末までです。

(7) 交付状況

（各年度末現在）

年度 \ 項目	交付人員	交付枚数
R 2	433 人	10,038 枚
R 3	421	10,127
R 4	402	9,586
R 5	397	9,362
R 6	427	11,188

2 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成給付

(1) 目 的

在宅酸素療法を必要とする者の健康維持とその福祉の増進を図るため、酸素濃縮装置の使用に要する費用の一部を助成します。

(2) 対象者

在宅酸素療法を行っている障がい者のうち、重度心身障害者医療費給付該当者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A等所持者、障害年金1級受給者）を除く者とする。

(3) 助成額

1日当たりの吸入時間	1月当たり助成単価
12時間以内	1,000円
12時間超過	2,300円

(4) 給付実績（令和6年度）

酸素濃縮器使用助成	助成人数
	19人

3 障害者訓練等給付通所交通費助成

(1) 目 的

障がい者の経済的負担の軽減を図り、自立の促進に資するため、障がい者が訓練等施設に通所するために要する交通費の一部を助成します。

(2) 対象者

次のいずれかに該当する方

- ・交通機関を利用して訓練等施設に通所する者で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を取得しておらず、かつ生活保護を受けていない者
- ・各種障害者手帳提示による運賃割引を実施していない交通機関を利用して訓練等施設に通所する者

(3) 助成額

交通機関の利用にかかる交通費の2分の1とする。

(4) 利用状況（令和6年度）

通所施設名	実利用者数	延利用回数
ヴィータ（盛岡市）	1人	251.0回
合 計	1	251.0

4 身体障害者介護老人福祉施設短期入所利用

(1) 目 的

在宅の重度身体障がい者に、短期間、特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事の介護等を行う福祉サービスです。

(2) 利用状況（令和6年度）

事業所名	実利用者数	延利用日数
サンホームみやこ	2人	193日

5 福祉訪問理美容助成事業

(1) 目 的

外出が困難な障がい者や高齢者の生活の質の向上と健康の増進を図るため、自宅や入所施設で理美容サービスを受けられるよう、理美容師の訪問費用を助成します。

(2) 対象者

障がい者又は高齢者で、心身の障がいのため理美容に出向くことが困難な方

区分	対象者
障がい者	重度心身障害者医療費受給者証所持者のうち、外出困難と認められる方
高齢者	介護認定基準の対象者のうち、介護認定審査会資料「主治医意見書」の障害老人の日常生活自立度が「寝たきり」と判定された方

(3) 助成額

理美容師1人あたりの訪問1回につき、2,000円を助成

(4) 利用状況（令和6年度）

区分	申請件数		延利用件数	助成額
	個人	施設		
障がい者	2件	1件	34件	68,000円
高齢者	11	11	519	1,038,000
合 計	13	12	553	1,106,000

6 その他の優遇制度

(1) 手帳の提示による交通費の割引制度

障がいに関する手帳をお持ちの方は、手帳の種別などに応じて、交通にかかる費用の割引を受けることができます。次表にかかる割引を受けるには、乗車券等の購入の際やタクシーに乗車の際に手帳を提示してください。

凡例) 身障手帳：身体障害者手帳、療育手帳：療育手帳、精神手帳：精神障害者保健福祉手帳

料金の種類	手帳種別	減額種別※ (等級)	対象者	割引乗車券の 種類	取扱区間	割引率
J R 鉄道運賃	身障手帳	第 1 種	手帳所持者及び介護者 1 名	・ 普通乗車券	全線 (定期乗車券は、小児定期乗車券を除く。)	5 割引
	療育手帳	A		・ 回数乗車券		
	精神手帳 (写真貼付)	第 1 種	手帳所持者 (単独)	・ 普通急行券	片道の営業キロが 100 キロを超えるもの	
				・ 定期乗車券		
	身障手帳	第 2 種	手帳所持者 (単独)	普通乗車券	片道の営業キロが 100 キロを超えるもの	
	療育手帳	B				
三陸鉄道運賃	身障手帳	第 1 種	手帳所持者及び介護者 1 名	・ 普通運賃	(通 勤 定 期 乗 車 券 は、介護者と同一区間の利用に限る)	5 割引(端数 切り上げ)
	療育手帳	A		・ 普通回数乗車券		
	精神手帳 (写真貼付)	(1 級)	手帳所持者	・ 通勤定期乗車券		
	身障手帳	第 2 種		・ 普通運賃		
	療育手帳	B	・ 普通回数乗車券			
	精神手帳 (写真貼付))	(2 ～ 3 級)				
県内バス運賃	身障手帳	第 1 種	手帳所持者及び介護者 1 名	普通運賃	路線バス、高速バス	5 割引(10 円 未満の取り扱い はバス会社 による)
	療育手帳	A				
	身障手帳	第 2 種	手帳所持者			
	療育手帳	B				
	精神手帳	-	手帳所持者 (写真貼付)	普通運賃 (一般 路線バス)	(高速バス、都市間 バス等は除く)	詳細は各バス 会社まで。
航空旅客運賃	身障手帳 療育手帳 精神手帳	-	手帳所持者 (写真貼付) 及び介護者 1 名(12 歳 以上)	—	(国内航空会社の国 内定期路線)	航空会社によ って異な りますので、 各会社にご 確認くださ い。
タクシー運賃	身障手帳 療育手帳 (精神手帳)	-	手帳所持者	—	(精神手帳所持者の 取り扱いにつ いては各事 業者による)	1 割引

※ 減額種別：旅客鉄道株式会社が定める規則で区分される。身障手帳及び療育手帳の「旅客鉄道株式会社
旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

（２）有料道路における障がい者割引制度

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、手帳の種別などに応じて、有料道路の通行料金の割引を受けることができます。割引を受けるには、事前に市町村の福祉担当窓口で申請する必要があります。ＥＴＣ登録の申請はオンラインでも行うことができます。

手帳種別	対象	自動車の所有者	割引料金・有効期間
身障手帳(第１種)、療育手帳	介護者が運転し、手帳所持者が同乗	・手帳所持者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 ・手帳所持者本人を継続して日常的に介護している方	【割引料金】通常料金の半額 (端数は10円単位で切り上げ) 【割引有効期間】 新規・変更：手続終了日からその後の２回目の誕生日まで 更新：手続終了日からその後の３回目の誕生日まで
身障手帳	手帳所持者が運転	手帳所持者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等	

■窓口等

○福祉課障がい福祉係及びオンライン申請特設サイト

■割引制度に関する問合せ先

○有料道路ＥＴＣ割引登録係 TEL:045-477-1233

(受付時間：平日９時から１７時まで)

（３）NHK放送受信料の減免

世帯に障がい者手帳を所持している方がいる場合、NHK受信料の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要となります。

手帳の種類	半額免除 (手帳所持者が世帯主の場合)	全額免除 (世帯に手帳所持者がいる場合)
身体障害者手帳	・視覚、聴覚障がい ・等級が重度（１級・２級）	世帯構成員全員が市町村税非課税
療育手帳	A判定(第１種)	
精神手帳	１級	

■窓口等

○放送受信料について 受信料ナビダイヤル TEL:0570-077-077

○放送受信契約の申込や転居の連絡 受信契約フリーダイヤル TEL:0120-151515

(4) その他

項 目	内 容	相 談 先
駐車禁止の規制除外	障がいに関する手帳をお持ちで、おおむね身障の程度以上又は療育のA判定、精神の1級の手帳を持つ方が使用する自動車について、駐車禁止の対象から除外されます。管轄の警察署窓口で交付する、「駐車禁止除外標章」を掲出する必要があります。	宮古警察署
ひとにやさしい駐車場利用証の発行	歩行困難等により車いす用の駐車区画を必要とする障がい者（身体障害者手帳視覚障害4級以上、聴覚障害3級以上、平衡機能障害5級以上、上肢機能障害2級以上、下肢機能障害6級以上（移動機能障害6級以上）、体幹機能障害5級以上、内部障害4級以上、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）に利用証が発行されます。	沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター
自宅投票制度の手続き	1、2級の両下肢又は体幹、移動機能の障がい、あるいは1～3級の内部障がい又は免疫障がいの身体障害者手帳を所持している方は自宅で郵便による投票をすることができます。 また、上記の方で、1級の上肢又は視覚の障がいの障害者手帳を所持している方は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。	市選挙管理委員会
自動車に対する税金の減免	身体障害者手帳を所持する障がい者のうち、減免基準に該当する者のために供される自動車について適用されます。 ・改造自動車に対する消費税 ・乗用自動車に対する自動車税（種別割）、 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 ・軽自動車に対する軽自動車税（種別割）	沿岸広域振興局 宮古地域振興センター 市税務課市民税係
税金の控除	心身障がい者（児）あるいはそれらの人を扶養している方について障がいの程度に応じ控除されます。 ・所得税 ・県民税・市民税 ・相続税	宮古税務署 沿岸広域振興局 宮古地域振興センター 市税務課市民税係
県営住宅への優先入居	障害程度が中程度以上の障がい者がいる世帯は、入居条件が緩和されます。	沿岸広域振興局 宮古土木センター

6 宮古市身体障害者福祉センター利用状況

(延べ人員)

年度 区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
創作的活動 (デイサービス)	227 人	309 人	276 人	217 人	237 人
機能回復訓練 (デイサービス)	2,828	2,816	2,587	2,223	2,476
社会適応訓練 (デイサービス)	118	302	482	599	739
小 計	3,173	3,427	3,345	3,039	3,452
更生相談	70	72	44	38	30
スポーツ・ レクリエーション	3,478	3,927	3,779	2,871	2,834
その他	1,661	1,744	1,692	2,027	2,248
小 計	5,209	5,743	5,515	4,936	5,112
合 計	8,382	9,170	8,860	7,975	8,564

